

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○行政書士法による行政処分についての公開の聴聞

.....(総務局行政部振興企画課).....

○公共測量の実施(二件).....

.....(都市整備局都市基盤部調整課).....

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

### 告示

●東京都告示第千六百六十三号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい

う。)の規定による行政処分について、法第十四条の第三

三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、

次のとおり行う。

平成三十年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

平成三十年十二月十九日 午前十時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十  
三階 区市町村長室  
三 被聴聞者

(一) 氏名

吉田 勝彦

(二) 事務所の所在地

新宿区西新宿三丁目十五番五号 ライオンズマンシ

ヨン三二四

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第九六〇八四二五二号

●東京都告示第千六百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 荒川区

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び地籍調査

(官民境界等先行調査))

三 測量の区域 荒川区町屋二丁目及び町屋四丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年

三月八日まで

●東京都告示第千六百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市  
長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同  
条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 町田市地内

四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年三月二十

二日まで

●東京都告示第千六百六十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区神南二

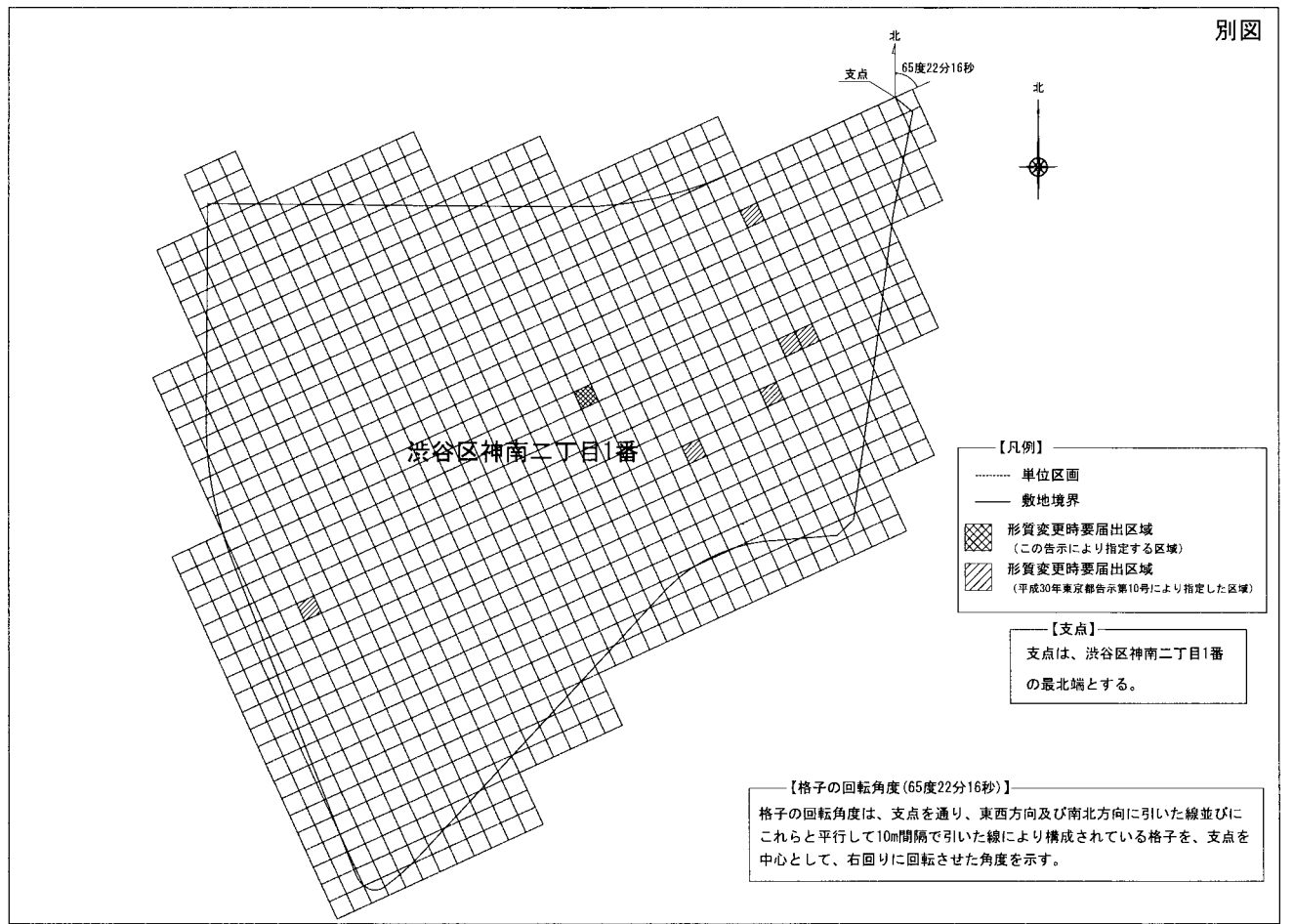
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001